

京都大学	博士（文学）	氏名	桑林 賢治
論文題目	現代日本におけるアイヌの「記憶の場所」に関する地理学的研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文では、現代日本におけるアイヌの「記憶の場所」について検討した。</p> <p>第Ⅰ章では先行研究の動向と課題を提示した上で、本論文の目的と方法を説明した。現代において、日本の先住民であるアイヌを取り巻く状況は、先住民としての権利と尊厳の回復の希求という大きな軸に沿って変化してきた。しかし、アイヌを対象とした研究のうち、現代に焦点を当てた議論は、地理学を含む諸分野において必ずしも十分には進展してこなかった。そこで本論文ではアイヌの先住民としての権利と尊厳の回復に影響を与えてきたことが推察される、アイヌによる集合的なメモリアルに注目し、それらを「記憶の場所」の構築として位置づけ、検討することとした。「記憶の場所」とは、過去を顕彰・慰霊・記念するために社会的に構築された場所のことであり、記念碑が置かれた場所や、遺産として位置づけられた場所、スペクタクルの舞台としての公共空間などを指す。地理学では文化論的転回以降、「記憶の場所」が重要な研究対象として位置づけられるようになり、そこが人々のアイデンティティ意識を強化する空間であるとともに、記憶をめぐる対立や軋轢の現場ともなることが解明されてきた。一方、先住民によって構築された「記憶の場所」を対象とした研究においては、次の2つの課題が残されてきた。すなわち、①植民地化を進めた宗主国側の社会集団や、その立場を継承した支配的マジョリティが、先住民による「記憶の場所」の構築に与えた文化的な影響についての検討、②先住民の「記憶の場所」が機能する空間的スケールとコロニアリズムの関係性についての検討である。そこで、本論文ではこの2つの課題に取り組むことを目的とし、理論的枠組みとして、先住民を対象とした近年の地理学研究において重視されてきた先住民性の概念に注目することとした。そのために、本論文ではアイヌによる「記憶の場所」の構築を事例として、第Ⅱ章から第Ⅳ章において3つの実証研究を行うこととした。その上で、第Ⅴ章では、これらの実証研究で得られた知見をまとめ、アイヌによる「記憶の場所」の構築の特徴を提示するとともに、本論文に残された今後の課題を指摘することとした。また、第Ⅴ章の後に補章を設け、アイヌとは直接的に関わらない「記憶の場所」を取り上げ、その価値づけと空間的スケールの関係性を検討することとした。第Ⅴ章では補章の議論にも言及しながら、本論文の主張を明確化することとした。</p> <p>第Ⅱ章では、アイヌによる「記憶の場所」の構築について、特に植民地化を進めた側である支配的マジョリティからの文化的・社会的な影響に注目して検討した。具体的には、アイヌの英雄シャクシャインゆかりの地として知られる、北海道新ひだか町</p>			

の真歌山を取り上げた。結果は次のように要約される。真歌山は従来からローカルなアイヌにとって、シャクシャインに対する顕彰行為の場であった。そのなかでは、記念碑の建立や彫像の設置は見られなかった。一方で、1950年代から1960年代初頭にかけて実施された、シャクシャインを顕彰する2つの祭りについて分析すると、いずれも和人のまなざしの影響を受けたものであることがわかった。1960年代末以降になると、真歌山ではシャクシャインの記憶を喚起する彫像や施設の設置が進められるとともに、シャクシャインの記憶を顕彰する法要祭が開催されるようになった。この背景には、やはり和人のまなざしの影響が見られた。また、このプロセスは次第に各地のアイヌを巻き込んでいき、真歌山はアイヌ・アイデンティティと強く結びつく空間へと変容していった。その後も、アイヌによる和人のまなざしの受け止め方が変化するたびに、真歌山という「記憶の場所」は再構築され続けていた。以上のような動きには、文化的な喪失と同化を経験し、今なお和人のまなざしから解放されていない、現代のアイヌをめぐる文化的・社会的なポストコロニアル状況が映し出されていた。その意味で、真歌山は現代のアイヌを取り巻くコロニアリズムの残滓を反映した、ポストコロニアルな「記憶の場所」として位置づけられる。このようなコロニアリズムの残滓について、多様な解釈が存在することを想定し、それらを丁寧に読み解くことが、真歌山という「記憶の場所」の構築をより深く理解するためには必要であることが指摘された。

第Ⅲ章では、北海道ウタリ協会の支部単位で行われてきたコメモレイションを分析した。結果は次のように要約できる。北海道におけるアイヌ最大の組織である北海道ウタリ協会は、北海道在住アイヌの多くが加入する組織であり、彼（女）らにとって同会が持つ意味は大きかった。多くの支部では伝統的なアイヌ文化に関する活動が行われており、なかでもコメモレイションを主眼とした活動は重要な位置を占めていた。これらを通じて、支部が会員にとっての重要なコミュニティとして機能していたと考えられる。空間的スケールのあり方に注目した場合、市町村を単位とした北海道ウタリ協会の支部と、伝統的なアイヌ社会に見られたコミュニティとの間には差異が見られた。すなわち、北海道ウタリ協会の支部は、複数のコタンが伝統的な結びつきを反映しながら再編されるなかで形成されたコミュニティであった。また、伝統的な祖霊祭祀は家ごとに実施され、コタンの成員が参加する、血縁を重視したコメモレイションであった。一方で、北海道ウタリ協会の支部によるコメモレイションは、支部自ら建立したモニュメントの場所で実施されるものが多かった。モニュメントの場所における支部によるコメモレイションは、いずれも集合的なコメモレイションに対する需要が生じたことを一因として実施されるようになっていた。そのため、これらの活動ではコメモレイションの対象が、特定の人物や具体的な出来事というよりも、不特定の故人や抽象度の高い地域の歴史となっていることが多かった。それは、血縁を

重視し、近い祖先を対象としていた伝統的な祖霊祭祀のあり方とは大きく異なるものであった。このような新たな形式のコメモレイションが実現されたのは、コタンという、血縁を重視した小さな空間的スケールのコミュニティが再編され、北海道ウタリ協会の支部という、市町村を単位とした地縁に基づくコミュニティが新たに形成された結果であった。コミュニティの再編の直接的な端緒は和人の蝦夷地ないし北海道への進出や入植にあり、北海道ウタリ協会の支部によるコモレイションとは、植民地主義的に作り出された市町村という新たな空間的スケールを、現代において巧みに流用した活動であったと捉えられる。また、それらは支部というローカルなコミュニティの紐帯を強化する機能も果たしていた。こうして、支部によるコモレイションは、アイヌにとってのいわばローカルな「記憶の場所」を生み出した。現代のアイヌにとっては、支部というローカル・スケールのコミュニティもまた、日常的に様々な活動が行われる重要な舞台となっており、ローカルな「記憶の場所」は、そのことを物語る空間として捉えることができる。

第IV章では、北海道外におけるアイヌによる「記憶の場所」の構築に焦点を当て、それが植民地主義的な地理的想像力の是正や、先住民の権利と尊厳の回復といった観点で、どのような意義を持つのかを検討した。具体的には、東京の芝公園と、沖縄の南北之塔を取り上げた。結果は次のように要約される。アイヌの活動領域は主に近代以降において日本の植民地主義とその残滓の影響を受けながら、北海道外へと拡大した。にもかかわらず、日本においてアイヌの先住民性は専ら北海道と地理的に結びつくものとして想像されてきた。それは、先住民の存在を北海道という特定の空間に押し込み、それ以外の空間からは不可視化してしまう、植民地主義的な地理的想像力として理解できる。こうした状況下で、「開拓使仮学校附属北海道士人教育所」の跡地である芝公園では、明治初頭の東京におけるアイヌの就学の経験と、戦後における首都圏在住アイヌの集合的な経験との間に重なりが見出されるようになったことを背景として、就学中に亡くなったアイヌと、その後故郷を離れて亡くなったアイヌをともに供養する慰霊行為・東京イチャルパが、首都圏在住アイヌによって実施されるようになった。この取り組みを通じて、芝公園は首都圏在住アイヌの「記憶の場所」として位置づけられていった。しかし、東京イチャルパはその存続にも関わる課題に直面しており、近年ではアイヌの「記憶の場所」としての芝公園の位置づけを景観のなかで視覚的に体現する機会が失われていた。沖縄戦の戦没者慰霊塔である南北之塔は、アイヌとの関わりが社会的に知られるようになるなかで、亡くなったアイヌ兵士らを供養するためのアイヌによる慰霊行為の舞台となり、アイヌの「記憶の場所」として位置づけられていった。また、同塔をめぐるのは、アイヌと沖縄の人々との心の通い合いによって建立されたとする言説がメディアを通じて流布し、同塔には、アイヌと沖縄の人々にまたがる集合的記憶を表象する「記憶の場所」としての位置づけも

付与されていった。しかし、社会的に流布した同塔をめぐる言説のなかには区民側の営為を無視したものが含まれていたため、一部の区民からの批判を招き、アイヌの「記憶の場所」としての位置づけにも影響を与えた。他方で、同塔にアイヌが関わることを支持する区民や、アイヌでない人々の存在が、アイヌの「記憶の場所」としての同塔の位置づけを成立させる要因となっていた。2つの「記憶の場所」を北海道外に構築することの意義は、アイヌの先住民性を、北海道というローカルな空間から解放し、ナショナル・スケールの事象として位置づけなおすことによって、アイヌの権利と尊厳を回復する可能性を秘めている点に見出すことができた。

第V章では、まず第II章から第IV章までで得られた知見をまとめた。その上で、補章で得られたアイヌとは直接的には関わらない事例についての知見を踏まえつつ、アイヌによる「記憶の場所」の構築の特徴を提示した。具体的には、現代のアイヌによる「記憶の場所」の構築は、アイヌの先住民性に注目した場合、文化的・社会的・空間的なポストコロニアル状況に強く影響された実践であったことを指摘した。と同時に、そうした実践が、アイヌの民族としてのアイデンティティを強化し、先住民としての権利と尊厳を回復する上で重要な役割を果たしていたことを提示した。そして、現代日本のアイヌによる「記憶の場所」の構築は、こうした二面的な特徴を帯びた実践であったことに注意して理解する必要があると主張した。次に、本論文に残された課題として、次の3点を指摘した。第1に日本国外の事例の検討、第2にアイヌによる地誌や地域史の編纂、あるいは口承文芸についての検討、第3に「記憶の場所」とアイヌ以外の人々との関わりや、「記憶の場所」とそれを取り巻く他の空間構成要素との関係性の検討である。

補章では、先住民とは直接的には関わらない「記憶の場所」に注目し、その価値づけと空間的スケールの関係性を検討した。具体的には、重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」として選定された大阪府泉佐野市大木地区を取り上げ、当地の景観に対する歴史的価値づけが持つ空間的な問題を考察した。そのために、ここでは、ローカルな価値づけである地区住民の認識と、それよりも大きな空間的スケールの価値づけである文化財としての公的な価値づけに注目した。また、それによって、本章では荘園関連の文化的景観の保全・活用に内在する課題を併せて提示した。結果は次のように要約される。当地区の景観に対する、文化財としての公的な価値づけと、住民の認識の間には、乖離が見られた。すなわち、前者は日根荘の時代とのつながりを強調し、それ以外の時代を軽視するものであり、後者は特定の時代ではなく、より漠然とした過去との結びつきを重視するものであった。また、この点を踏まえて当地区の景観をめぐる取り組みを分析すると、その特徴は、立場に応じて異なる価値づけが援用されている点にあることがわかった。つまり、泉佐野市の公的な取り組みからは、文化的景観を史跡と一体化させることで歴史的価値づけを強化しようという狙いが看取

されたが、住民の取り組みにはこのような歴史的視点は介在していなかった。さらに、住民は景観の文化財化とその保全について概ね肯定的に捉えていたが、それはあくまでも公的な価値づけと住民の認識が乖離した状況下での捉え方であり、住民が日根荘の歴史的価値を徐々に認識しつつある当地区においては、景観の保全・活用をめぐる葛藤や軋轢が将来的に具現化する可能性が指摘された。このように、荘園関連の文化的景観の保全・活用に向けた課題の一端は、景観に対する歴史的価値づけが多様な空間的スケールで行われる点にあることが明らかとなった。ここでの議論が示すように、アイヌとは直接的には関わらない「記憶の場所」においては、価値づけと空間的スケールをめぐる問題に対して、空間的なポストコロニアル状況が影響することはなかった。空間的なポストコロニアル状況に強く影響されていることが、アイヌによる「記憶の場所」の構築の重要な特徴であるということを指摘することができた。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、先住民による「記憶の場所」の構築という問題意識からアイヌを扱った地理学的研究である。「記憶の場所」とは、記念碑やモニュメント、パレードなどを通じて、過去に対する理解が現実の景観のなかに表現された空間であり、1990年代以降、文化地理学や歴史地理学の重要な研究テーマの一つとなった。それは、歴史学や社会学における歴史認識や集合的記憶の研究と問題意識を共有しつつも、現実の景観の構築、ならびにそこに関わる空間的スケールに関心を寄せる点に特色がある。

日本の地理学においても「記憶の場所」研究が増加しているが、本論文は先住民と先住民性 (indigeneity) に着目した点で、独自の立場と成果を主張するものとなっている。マイノリティとして位置づけられた先住民は、開発が進んだ地域よりも「遅れた」周辺地域に居住する人々として表現され、特定の地域と結びつけられやすい。先住民にとってそうした地域はアイデンティティの拠り所となる一方で、その地域の外部に暮らす人々は「先住民らしさ」を失った姿として後景化されやすい。その意味で、先住民性とはすぐれて空間的な性質を帯びた問題である。日本におけるアイヌはこうした先住民性のあり方と深くかかわる事例であり、それ故にこそ「記憶の場所」がどのような空間的スケールで、どこに構築されるかが、重要な問題となる。

本論文は、上記の問題関心から、先行研究の綿密なレビューにもとづいて研究の枠組みを提示した序章 (第 I 章) と、北海道内外の「記憶の場所」を取り上げた三つの事例研究 (第 II 章～第 IV 章)、そして要約と課題を提示する終章 (第 V 章)、ならびに著者にとって「記憶の場所」研究に着手するきっかけとなった補章からなる。以下、この章構成に添って、本論文の意義を整理する。

第 I 章は、本論文の鍵となる二つの概念、「記憶の場所」と先住民性にかかわる先行研究の成果を整理し、先住民の「記憶の場所」が先住民性を前提として構築されてきたこと、それ故にそこで表現される空間的スケールが焦点になると指摘する。またそうした「記憶の場所」が、必ずしも先住民の文化にはなかった記念碑やモニュメントといった形態で表現されるために、必然的にマジョリティとマイノリティの文化的な混淆や軋轢が生じる空間になると示唆する。

第 II 章では、北海道全体のアイヌの「記憶の場所」を代表する新ひだか町真歌山を取り上げ、20世紀後半以後進展したシャクシャインの追悼や顕彰のあり方を検討する。本論文がいう和人 (狭義の日本人) の働きかけのなかで、和人が想定する先住民性に反発しつつも、北海道のアイヌを統合する存在としてシャクシャインを位置づけ、「記憶の場所」として再構築したアイヌの複雑なあり方に、著者は注目する。ここでは、文化的な混淆と摩擦、ならびに日高地方から北海道全体へという空間スケールの拡張が鍵となり、先住民性をめぐる対立や妥協、融和が積みかさねられた。

続く第 III 章は、北海道各地で構築された「記憶の場所」に注目するもので、北海道全体というスケールに関わる第 II 章とは対照的に、よりローカルなアイヌにとっての「記憶」の空間的スケールを問うものである。ローカルな「記憶の場所」は1970年代

以降、北海道各地で構築が進んだ。しかしそれは、北海道ウタリ協会の支部が市町村を単位としてきた影響を受け、かつてのアイヌの社会集団の規模よりも広域の空間を単位として、不特定の祖先や抽象的な歴史を掲げながら形成されてきた。こうした空間的スケールは、和人による北海道の植民地化の歴史に由来するものであるが、アイヌにとってはその巧みな流用となったと著者は指摘する。

第IV章では北海道外のアイヌの「記憶の場所」が取り上げられる。アイヌの先住民性が北海道と強く結びつけられてきたなかで、近代の東京と沖縄におけるアイヌの死者を追悼する二つの場所は、アイヌの記憶を日本の国土というスケールに拡張する可能性をもつ。しかし、先住民性と結びつかない地域での「記憶の場所」には支持が集まりにくく、前者は明確なモニュメントの形成には至らず、後者は慰霊塔の解釈をめぐる軋轢を生んだ。こうした経緯を踏まえ、著者は、先住民性を解体するような「記憶の場所」が抱える困難さと、将来の可能性を議論している。

まとめとなる第V章では、アイヌとは関わらない文化的景観を扱った補章との比較を念頭におきながら、日本のアイヌの「記憶の場所」のあり方を議論する。ポストコロナな状況のなかで、アイヌに付与されてきた先住民性に強く規定されつつも、対立と混淆を積みかさねながら「記憶の場所」が構築されてきたこと、そして、それでもなお先住民の権利と尊厳を回復する役割をもちえることを、著者は指摘する。

以上のように本論文は、アイヌの「記憶の場所」に関する地理学的研究として、これまでにない本格的な研究というだけでなく、先住民性がもつ空間的な含意を浮き彫りにしたという点で、高く評価される。アイヌの権利と尊厳の回復が進みつつある今日において、空間的スケールの問題が見落とされていることを指摘し、問題提起を行ったという点も特筆される。

しかしながら本論文においても課題がないわけではない。3つの事例研究だけでは、序章で掲げた問いを全てカバーしているとはいきれず、特に日本国外のアイヌの存在は十分に言及できていない。また、アイヌと和人、ならびに両者の「文化」について、ともすれば均質なものとして静態的に捉えたようにみえる表現も散見される。さらに、コロナ禍の影響でやむをえない面があるとはいえ、第III章に関してはさらなるフィールドワークが期待される。とはいえ、こうした課題は著者自身も次の課題として意識しているところであり、今後の研究活動を通じて解決されるものと期待される。なお、第II章と補章はすでに査読を経た論文として公刊されており、IV章も学会誌に投稿中であることを申し添える。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。令和5年2月14日、調査委員3名および専門委員1名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。